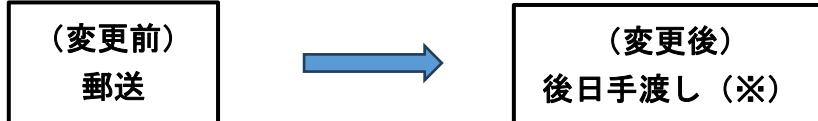


## メーター賠償時の手続きについて

上下水道局が貸し出したメーターを破損した場合等は、長崎市水道事業給水条例に基づき定められた金額を賠償する必要があります。その際の手続き等について、以下のとおりお知らせします。

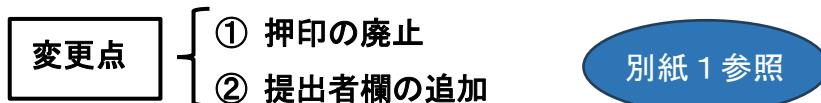
### (1) 納付書の配付方法について（令和8年4月1日から）



（※）郵送を希望の場合は、宛先を記入し切手を貼った返信用封筒をご提出ください。

（返信用封筒提出の際は、メーターの設置場所・メーター番号・支払義務者氏名・連絡先のメモを添えてください）

### (2) 「水道メーター（紛失・破損・その他）届」の変更について（令和7年11月変更済）



### (3) 「水道メーター（紛失・破損・その他）届」の支払義務者について

長崎市水道事業給水条例第14条及び第20条の規定により、水道メーターの賠償は給水装置の使用者又は所有者が行うことが定められています。

したがって、「水道メーター（紛失・破損・その他）届」の支払義務者は、給水装置の使用者又は所有者となります。

別紙1参照

給水条例第14条（抜粋）給水装置の使用者又は所有者（以下総称して「使用者等」という。）～～～。

給水条例第20条（抜粋）使用者等は、前項の管理義務を怠つたためにメーターを亡失又は毀損した場合は、管理者が定める金額を賠償しなければならない。

### (4) 「臨時用給水申込・廃止届書」における「給水装置の使用者」について

給水装置の使用者 ⇒ 料金支払者、指定給水装置工事事業者

別紙2参照



（3）及び（4）により、「水道メーター（紛失・破損・その他）届」の支払義務者の欄に  
給水装置の使用者を記入する場合は、「臨時用給水申込・廃止届書」の  
「料金支払者」「指定給水装置工事事業者」のいずれかを記入すること

■問い合わせ先

長崎市上下水道局 料金サービス課（095-829-1214）

# 水道メーター（紛失・**破損**・その他）届

別紙1

メーカー( I ) 口径( 13 )mm メーター番号( 33333 )

ロング  
13mmのみ記入ください  
ショート

設置場所 長崎市魚の町4番1号

使用者名 長崎 太郎

上記の場所に設置してありました水道メーターを 4月 1日ごろ

経緯・理由

作業中の不注意に

より

(紛失・**破損**・その他( )) いたしました。

今後このようなことがないように十分注意するとともに、賠償金をお支払いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

令和 7年 5月 1日

長崎市上下水道事業管理者様

給水装置の使用者(又は所有者)

<支払義務者>

変更点①

住 所 〒850-8685  
長崎市桜町6番3号

変更点②

名称 ○○株式会社

代表者氏名 代表取締役 長崎 花子

支払義務者連絡先 電話 (095) 829-1214

提出者氏名 △△株式会社 長崎 次郎

提出者連絡先 電話 (095) 829-1207

年 月 日

## 臨時用給水申込・廃止届書

課長		係長			係員		受付	
----	--	----	--	--	----	--	----	--

水道利用に係る契約は、長崎市水道事業給水条例が契約の内容となります。

① 工事用 ③ 仮設	承認番号 年度	承認印	お客様番号 ② 復活	-000 φ mm	台帳記載確認印				
申込 お客様番号									
設置場所	丁目番号 町 番地				指定給水装置工事事業者 (長水第 号) 電話 ( ) 担当者				
施主					住所の目標等 (申請地は赤で記入して下さい) ( 部 P - - - )				
料金支払者	<p>印</p> <p>住所 (フリガナ) 氏名</p> <p>電話 ( )</p> <p>※臨時用給水申込にあたり、請求された水道料金は納期限内に支払うことを誓約いたします。</p>				給水装置の使用者				
給水期間	<p>年 月 日 から 年 月 日 まで</p> <p>給水装置の使用者</p> <p>ます。給水申込によります。 再提出が無い場合は、メーターを撤去いたします。</p>				メーター位置の略図				
支払方法	給水期間満了後一括支払 ※ 1m <sup>3</sup> あたり396円(消費税別)				<table border="1"> <tr> <td>撤去日 検針日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>終針</td> <td>m<sup>3</sup> (確認) -②</td> </tr> </table>	撤去日 検針日	年 月 日	終針	m <sup>3</sup> (確認) -②
撤去日 検針日	年 月 日								
終針	m <sup>3</sup> (確認) -②								
下水道	有 無				<table border="1"> <tr> <td>取付日 検針日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>初針</td> <td>m<sup>3</sup> (確認) -①</td> </tr> </table>	取付日 検針日	年 月 日	初針	m <sup>3</sup> (確認) -①
取付日 検針日	年 月 日								
初針	m <sup>3</sup> (確認) -①								
建築物の種別	1. 一般住宅 2. 建売住宅(戸) 3. 団地造成 4. 現場事務所 5. ビル 6. 集合住宅(戸) 7. 解体 8. その他( )				使用水量 m <sup>3</sup> (終針② - 初針①)				
建築延面積	m <sup>2</sup>				水道料金 円 ※使用水量×396円×1.1				
メーカー	口径	桁数	番号						
構造	0. その他 4. デジタル				- 備考 -				
検定年月	年 月								
引込口径	mm								